

令和 5 年度第 6 回行財政改革推進本部提案 審議・報告・その他

提出日：令和 5 年 1 2 月 5 日

担当部・課：総務部行政経営課〔内線 4173〕

① 件 名																																						
行政手続及び内部手続の押印等の見直しに係る進捗状況について																																						
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）																																						
<p>【背景】</p> <p>令和 2 年 7 月に、総務省から書面規制、押印、対面規制の積極的な見直しについて通知があり、令和 3 年 1 月に「行政手続に関する押印、書面規制等の見直し指針」を策定し、個人及び事業者が行う行政手続について、氏名欄の認印等の見直しを実施した。</p> <p>また、令和 5 年 3 月には、「書面規制、押印、対面規制の見直し指針」を策定し、内部手続等の見直しを実施した。</p> <p>【目的】</p> <p>行政手続及び内部手続において押印等を求める手続きを見直すことにより、行政手続等の簡素化を推進し、市民等の負担軽減及び内部事務の効率化による本市のDXの推進を図る。</p>																																						
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性																																						
<p>【根拠法令】</p> <p>官民データ活用推進基本法、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、デジタル社会形成基本法、自治体 DX 推進計画</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <p>〔石巻市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進方針〕</p> <p>（5）取組事項 A-③ 行政手続に関する押印、書面規制等の見直し</p>																																						
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）																																						
<p>令和 2 年 7 月 総務省より「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」の通知</p> <p>1 2 月 内閣府において「地方公共団体における押印見直しマニュアル」策定</p> <p>令和 3 年 1 月 「行政手続に関する押印、書面規制等の見直し指針」を策定</p> <p>令和 3 年 1 2 月 石巻市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進方針を策定</p> <p>令和 5 年 3 月 「書面規制、押印、対面規制の見直し指針」を策定</p>																																						
⑤ 主な内容																																						
「書面規制、押印、対面規制の見直し指針」に基づき、押印等の見直しを実施し、報告を行うもの。																																						
【対 象】																																						
<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続 一般市民、事業者、各種団体等から提出される申請書、申込書、届出書等の文書。</li> <li>内部手続 会計手続、人事手続等の行政内部において提出される申請書、申込書、届出書等の文書。（会計手続の中には、契約など住民や事業者との間の手続も含む。）</li> </ul>																																						
【進捗状況】																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">行政手続 （市民、事業者からの申請、届出等）</th> <th rowspan="2">件数</th> <th rowspan="2">割合</th> <th colspan="3">廃止後の対応</th> </tr> <tr> <th>署名必要</th> <th>押印署名不要</th> <th>申請書等廃止</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R4 年度までに廃止済</td> <td>2,323 件</td> <td>85.4%</td> <td>498 件</td> <td>1,646 件</td> <td>179 件</td> </tr> <tr> <td>R5 年度まで廃止予定</td> <td>272 件</td> <td>10.0%</td> <td>83 件</td> <td>171 件</td> <td>18 件</td> </tr> <tr> <td>廃止不可</td> <td>126 件</td> <td>4.6%</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,721 件</td> <td>100.0%</td> <td>581 件</td> <td>1,817 件</td> <td>197 件</td> </tr> </tbody> </table>						行政手続 （市民、事業者からの申請、届出等）	件数	割合	廃止後の対応			署名必要	押印署名不要	申請書等廃止	R4 年度までに廃止済	2,323 件	85.4%	498 件	1,646 件	179 件	R5 年度まで廃止予定	272 件	10.0%	83 件	171 件	18 件	廃止不可	126 件	4.6%	-	-	-	計	2,721 件	100.0%	581 件	1,817 件	197 件
行政手続 （市民、事業者からの申請、届出等）	件数	割合	廃止後の対応																																			
			署名必要	押印署名不要	申請書等廃止																																	
R4 年度までに廃止済	2,323 件	85.4%	498 件	1,646 件	179 件																																	
R5 年度まで廃止予定	272 件	10.0%	83 件	171 件	18 件																																	
廃止不可	126 件	4.6%	-	-	-																																	
計	2,721 件	100.0%	581 件	1,817 件	197 件																																	
※行政手続の 95.4%が R5 年度まで廃止予定。																																						

内部手続 (市職員による申請、届出等)	件数	割合	廃止後の対応		
			署名必要	押印署名不要	申請書等廃止
R4年度までに廃止済	25件	7.1%	0件	25件	0件
R5年度まで廃止予定	233件	65.8%	9件	222件	2件
R6年度まで廃止予定	69件	19.5%	0件	69件	0件
廃止不可	27件	7.6%	-	-	-
計	354件	100.0%	9件	316件	2件

※内部手続の72.9%がR5年度まで廃止予定。

※国県等における押印の義務付け「有」を含む(行政手続18件、内部手続5件)。

⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

行政手続のほか、内部手続における慣例的な押印(認印)、書面及び対面規制の見直しを行うことにより、デジタル技術の活用が可能となり、各種手続の簡素化及び業務効率化が図られ、事務負担の軽減や利便性の向上が図られる。

また、デジタル化に向けた推進環境が整備できることにより、データの検索が容易になる等、効率的で効果的な運営が可能となり、結果、「紙によらない運営が可能」となる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

県内各市の状況

○行政手続：全市において実施済

○内部手続：実施済(6市：仙台市、塩竈市、気仙沼市、多賀城市、登米市、大崎市)

未実施(7市：白石市、名取市、角田市、岩沼市、栗原市、東松島市、富谷市)

○内部手続に係る押印の廃止等により、デジタル技術の活用に至った例

(4市：気仙沼市、多賀城市、登米市、大崎市)

- ・文書管理システムによる電子決裁の導入

- ・全庁的な共通様式について、共通システムのサーバー上に様式を格納し、データの入力のみで完結方式の導入 等

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和5年12月 市ホームページにて行政手続及び内部手続の押印等の見直しに係る進捗状況について公表

⑨ その他